

一般用医薬品のインターネット販売原則禁止の継続を求める要望書

2010年6月18日

厚生労働大臣 長 妻 昭 殿
行政刷新担当大臣 蓮 舩 殿
消費者担当大臣 荒 井 聰 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会
代表世話人 花井 十伍

MMR（新3種混合ワクチン）
被害児を救援する会
大阪HIV薬害訴訟原告団
財団法人 いしずえ
（サリドマイド福祉センター）

財団法人 京都スモン基金
薬害筋短縮症の会
薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議
陣痛促進剤による被害を考える会
スモンの会全国連絡協議会
東京HIV訴訟原告団
薬害肝炎全国原告団
イレッサ薬害被害者の会

SJS 患者会
代表 湯浅和恵

新薬学研究者技術者集団
代表 野口 衛

医薬品・治療研究会
代表 別府 宏圀

NPO法人医薬ビジランスセンター
（薬のチェック）
理事長 浜 六郎

全国消費者団体連絡会

社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 山上紀美子

全国消費者協会連合会
事務局長 長見 萬里野

全国地域婦人団体連絡協議会
会長 中畔 都舎子

社団法人
日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント協会

特定非営利活動法人日本消費者連盟
代表運営委員 富山洋子

東京消費者団体連絡センター

特定非営利活動法人
東京都地域婦人団体連盟
会長 川島 霞子

薬害対策弁護士連絡会
代表 豊田 誠

薬害オンブズパーソン会議
代表 鈴木 利廣

要望の趣旨

私たちは、一般用医薬品のインターネット販売の禁止の継続を求めます。

要望の理由

2009年6月の改正薬事法施行に伴い、省令により、一般用医薬品について、第3類医薬品を除き、インターネット販売が禁止されました。

「改正薬事法」の基本的理念は、専門家による実効性のある情報提供と相談対応によって、一般用医薬品の適切で安全な使用を実現しようとする点にあり、そのためには、「対面販売」が不可欠です。従って、対面販売を実現できないインターネット販売を禁止した省令は適切です。

消費者が求める利便性は、あくまで安全を前提にしたものです。

平成16年から同19年に医薬品副作用救済制度による給付が行われた2743件のうち、原因薬剤に一般用医薬品を含むものは139件(5%)あり、一般用医薬品による健康被害の内訳をみると、ステーブンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症など重篤な副作用被害が最も多く、また少なくとも7人が死亡していると報告されています。そして、その原因薬剤の半数以上は、第2類に分類されている総合感冒薬で占められています。副作用被害救済制度の利用者は現実の被害者の一部に限られていることに鑑みれば、実際には一般用医薬品によって、より多くの副作用被害が発生していると考えられます。

規制に反対するインターネット販売業者等は、高齢者や障がい者、離島居住者などの利便性が損なわれると主張していますが、これらの方々に対してこそ、専門家の指導による適切な医薬品の使用が強く求められます。

省令により一般用医薬品のインターネット販売が原則禁止されてから約1年となりますが、今、求められているのは、対面販売の原則を堅持して、店頭販売を含め、専門家による実効性のある情報提供と相談対応を徹底して、改正薬事法の理念である一般用医薬品の適切で安全な使用を実現することであり、インターネット販売を解禁したり、規制を緩めたりすることではありません。

私たちは、一般用医薬品のインターネット販売を禁止する措置を継続することを改めて求めます。